

情報共有システム活用実施要領（建築工事）の運用について

（対象工事）

第3条関係

情報共有システムの利用対象とする建築工事（建築設備工事を含む）は、これまでの導入状況を勘案し、以下のとおりとする。

- （1）交通基盤部が発注する工事のうち、設計金額が5,000千円以上の工事